

委員会資料	意見等
<p>1 改正理由について</p> <p>(請願記載事項)</p> <p>すでに洗髪専用の設備設置を条例で定めている道県内の保健所設置市で、設備設置を条例で定めていない市があるのは神奈川県のみで、唯一基準が統一されていない県となっている。県内にあってもすでに横浜市が同様の条例改正を行っており、県内の業者に混乱を生じさせないためにも条例改正による基準の統一は必要である。</p> <p>また、理容所及び美容所において、洗髪専用の設備を設置することは、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生意識の向上につながり、衛生基準のより一層の向上を図ることができる。</p>	
<p>2 規定内容について</p> <p>(請願記載事項)</p> <p>理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、「洗髪専用の洗い場を有すること」を加える。</p>	
<p>3 経過措置について</p> <p>(横浜市の事案)</p> <p>改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後の届出に係る理容所及び美容所について適用し、施行日前の届出に係る理容所及び美容所並びに条例施行の際現に存する理容所及び美容所については、なお従前の例による。</p> <p>(神奈川県の事案)</p> <p>条例の施行の日前に届出をした者が当該届出に係る理容所及び美容所について法の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、改正後の条例の規定にかかわらず、施行日から当該理容所及び美容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。</p>	
<p>4 その他</p>	